



裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名 岡山市湊487-1 高久 隆範

上記審査請求人から平成21年7月17日に提起された平成21年5月26日付け四厚発第0526001号により、四国厚生支局長が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項及び第2項の規定に基づき行った開示決定処分（以下「原処分」という。）に対する審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る原処分は、これを変更し、別紙1の文書3について、別紙及び別紙3に掲げる部分を開示することとする。

不服の要旨

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が平成21年4月27日付けで行った別紙1の文書1ないし文書3の開示請求に対する原処分について、その取消しを求めるというものである。

裁決の理由

本件審査請求につき、法第18条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、諮問庁として、別紙1の文書1及び文書2については原処分を維持し、また、文書3のうち別紙3に掲げる部分については開示することとし、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である旨の説明をしたところ、原処分について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙2に掲げる部分を開示すべきであるとの答申を得たので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第5項の規定により、主文のとおり裁決

する。

なお、判断の理由については、別添答申書の「第5 審査会の判断の理由」を引用する。

平成24年5月2日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

